

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新紙聞なり。

# 時事新報

第二千四百四十三號  
明治廿一年十二月十九日(甲子) 水曜日  
舊曆十一月十七日  
日出版六時四十分  
月入洋銀七十五分  
年入洋銀九元  
電話一千八百八十八號

年首三日間廣告の備付  
一年中一日も休刊なく押通して發行する新聞紙は特り時事新報のみなれば、曠年より年首より廣告の依頼は例年非常多くして本年も既、新年一日より三日へ掛けての廣告額を依頼ある、就ては紙面印刷等の都合も有之年末に押通しての依頼額は事實差支を生じ候間、新年早々御掲載成度廣告は可成至急御申込相成度此段御注意まで廣告仕候也  
十二月十八日 時事新報社廣告掛

## 時事新報

東洋問題 (昨日の續)

又關稅の項  
一 旅客の食用家畜、鶏、鴨、鵝の種類、諸農具器具、各種金銀屬(但し砂金を除く)金銀貨幣、理化學算術算術器械等に關する各種器械并書籍、地圖、冊籍、鉛板器械(但し數目の過多からざるもの)菓蔬、果、大小樹株、各種花卉、魚類、嚙水筒、各種包装用の袋、葉、繻線は悉皆輸出無稅たるべし  
一 鴉片、兵器中大小砲及彈丸、各種破裂丸、爆裂藥の類は輸入を禁止し犯則者ある時は其物品を沒收すべし又以上禁制品の外原酒を露國に運送し又紅參を運出するを禁す  
一 以上無稅品禁制品の二項を除き陸路より朝鮮に輸入し又朝鮮より輸出する貨物は對しては百分の五の關稅を課すべし尤も海路を依て朝鮮の各通商港に輸出入する貨物の課稅は海路貿易條約に照し納稅する者にして本條約の例を引證するを許さず  
右の中に於て前項は無稅品禁制品の種目を明にしたるまでされば我輩別々怪む所あらずと雖も後の一節輸出入品の課稅を總て百分の五と定めたる一事に付ては、聊か意見なきを得ず、試み日本朝鮮の現行貿易規程を見らるる朝鮮海關の稅目は  
第一項五分の稅 藥材製藥及び明礬、樟腦、石灰油、日本銅、日本人自用雜紙、飲食物、煙草類、石灰、コーク、日本人常用器具其他ふれ類する雜貨  
第二項八分の稅 染料及顏料、石油を除き諸種の油、蜜蠟、木蠟、壓青、タール、蠟、銅、鉛、錫、布帛類、鹽、茶、塞天、日本酒、木竹石材煉化石及瓦、食用磁器陶器類、漆、衣服、帽類  
第三項一割の稅 龍腦、麝香、金銀銅錫の箔類、色紙、印材、其他文具、紗、縮緬、羽二重、麥酒、葡萄酒、燕皮類、馬具馬車、玻璃器、樂器、鐵山用爆發藥  
第四項一割五分 砂糖、菓子類、煙膏、煙草類  
第五項二割 安息香、沈香、樟香、白檀、甘松、金銀器及び鍍金銀器、天竺絨、煙草一切、詩繪、玩具、時辰器類  
第六項二割五分 洋酒の中ヴエムモット、ポルト、セリー、賓具、藍甲、細工、繪畫彫刻物  
第七項三割 洋酒の中ブランデー、ウイスキー、レザン、ペン、リキール、杜松子酒、燒酎、泡盛類、鐵鏡及び使用品、煙花類、珠玉寶石、象骨、骨牌其他一切の雜品

右の如き次第なれば日本人として例へば、朝鮮に輸入する者は關稅三割を課せらるる、反對し露國人の慶典より之を取捨場合には五分の稅より内地に輸送するを得べし其他何等の商品にても八分以上の關稅を課せられながら五分の貨物に止まる貨物と競争して勝を制す可らざるも明白なれば露國陸路通商の盛なるに従て諸外國の貿易は漸次衰退する可し尤も朝鮮の各通商港に在りては露國人の商賣たりとて陸路貿易の例より由るは能はずして別な海路貿易の稅を課せらるる、約束ありと雖も露國が朝鮮に對する海路の貿易は寒々至極なるが故に海陸の稅率を殊にするも敢て不都合なきのみならず海路の貿易には諸外國と與へ過重の稅を出して陸路の通商に獨り五分平均の關稅を私するは專有の利より大なる者なる可し  
要するは今回の陸路通商條約は露國將來の東洋政略に便宜を與ふ可き者として兩國境界貿易のいよ、盛あるに從が以日本の朝鮮露國に對する利害の關係はますます密からざるを得ず且つ我輩の此條約を關して驚く所は京城駐在の露國公使ウエーヘル氏が斯程の特權を朝鮮政府に要求したるは朝鮮の官吏に於て否ざるのみならず支那の委員袁世凱も敢てこれを妨害せざりし一事なり蓋し朝鮮政府の袁氏を畏るは恰も猶分家の主人が本家の番頭を憚るが如くにして一行一言ふれば諮詢せずと云ふふと云く朝鮮の政略は悉く其手に歸しざるの有様ありしと近來その、を殊として漸くこれを疎んずるに至りたるは事實に於て掩ふ可らず即ち條約の如きも若し袁氏をして、其議に參ぜしめば斷然抵抗するは勿論支那政府も亦これを厭々し附せずして其間に紛糾を生ずるは必然なるに幸ふ其事なかりしは兩國互に秘密を旨として袁氏と雖も充分ふれを知るの違ふに早く既と發表しざるが故からん過日倫敦發の電報がタイムスに露國朝鮮秘密條約の事ありと傳へてより一時は種々の風説起り朝鮮は露國の保護國と爲りたるを説き傳へ出されたりと雖も秘密條約の成立たる事實次第に明として世人も漸く電報の偽を知るに至れり然れども八月八日に締結したる陸路通商條約案は兩國委員の秘密と購して突然發表したる者あらんれば倫敦タイムスの說報を傳へたるは我輩の深く咎めざる所なり (未完)

## 雑報

○大坂獨立黨の趣意 除て本紙上記載せる如く大坂北濱俱樂部の會中より九州の有志とも聯合の約成りたる所謂大坂獨立黨派の人々は既に先頃委員をも定め其黨員を近府縣にも募らん計畫ありしが今度意々同黨の趣意書なるものを作りたるよし其大要を摘記するよ左の如くありと云ふ  
前略國會の開期も早や一箇年餘の後に迫りたれば之れ又對する民間の準備は急須必要あるが故に近頃政黨の勢漸く盛んからんとするものし如し而して現在の政

黨中よは多少の準備を具へ又無難を有する財產家名望家等も少からざれば各々將來に於て政治上幾分の勢力を現はすは疑ひなしと雖も總して之を許するも何れも非難を免れざるものし如し即ち甲黨にありては其首領も稱すべき人にして現政府中樞要の地位に立つが如きあり此點より考ふるも二十三年の、又連し果して其宿昔の政論を實際に斷行し其黨員が常々世上に向て公言するに違はず果して政弊を矯正し社會多數人民の福利を全ふす可きや疑ひなき非らず又乙黨は甲黨とは其趣きを異にし且つ多少政治上其功あれども豫て急激に失するの恐れなきに非らず尤も近來に至りて較や其言行を改めて温和の手段を執るの傾きあるが如しと雖も果して着實の手段を守り天下の輿望を修め得べきや尚ほ多少の疑なき能はず又近來新に興る處の一黨の如きも其名も立派なれ其首領も重立たる黨員の地位と依りて考ふれば果して國家を利し人民を益し得べきものありや是れ亦疑を抱かざるを得ず其他二三の黨派の如きは保守偏するの嫌なき能はざるを以て亦左袒するを得ず以上の次第にして今日孰れの黨派にも加入する能はざるを以て爰に廣く同志者と結交して別に獨立の運動を爲すを計畫するは實に止むを得ざる所ありとす其方法は各地方に於て已に孰れの黨派も屬せざる團結あれば益々之れを擴張し又是等の團結なき地方に於ては新たに有志者の結合を謀り此等地方の團結は互に密通聯合し孰れを本部、孰れを支部、孰れを兄、孰れを弟と云ふ事なく協心協力左提右挈偏私を去り公議に據り專一に國民の自由福利と國家の改良進歩を目的として其政策上の方法を決定し之を以て事に従はんとす而して政治上の運動に付ては首領を設くる事利便なる場合ありと雖も濫に英雄を崇拜し維新の奮動又は政府の高位に在り又は在りしと云ふに依り其心術と其政策とを審みせずして其人の爲め黨を樹つるが如きは甚だ好まざる所あるを以て暫らく首領を設けざる可し云々

○非常電線 今度の巡査派出所等への架設する等ありと事務所へも架設あり警視廳へ依頼あり  
大坂名護町第十七名護町名護町實民中にてとなく半年若しくはていろは文字の體色の奇特者にして會全體は之れを目も可なるものなりきて日本全國を小走したる際には一なる悪人雖も數方り時の府知事府下の各學校を新町實民の教育も子孫を教育するの特別の贈を以ての衣服を授け或は與して之を給す一時は四百餘人もゆる窮民の事よしまで貸與を得るは